

# 相談

## 任意後見制度について

### 〔相談要旨〕

私は独居の高齢者であり、将来のことが心配です。法定後見制度は知っているのですが、任意後見制度について教えてほしい。

## 回答

相談を受けた行政相談委員は、次のとおり回答しました。

任意後見制度は、本人の判断能力が十分なときに、任意後見人となる人を選び、将来その人に委任する事務（財産の管理等）を契約で定め、判断能力が不十分になったときに、任意後見人が契約で定められた範囲内で、事務を本人に代わって行う制度です。

この任意後見契約は、公正証書により締結する必要があります。

実際に本人の判断能力が不十分になり、親族等が家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任された時から、任意後見契約の効力が生じます。

### 【解説】

認知症等の理由で判断能力の不十分な人を保護・支援する制度として、成年後見制度があります。この制度は、法定後見制度と任意後見制度に大きく分けられます。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所が選任した成年後見人等が基本的に法律で定められた権限で本人を支援する制度です。

任意後見制度は、本人が将来に備えて、任意後見人となる人や委任する事務の内容を決めることができますが、任意後見人は、本人が締結した契約を取り消すことはできません。

なお、本人以外の者の申立てにより任意後見監督人を選任するには、本人の同意が必要ですが、本人が意思表示できない場合は不要です。

任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その状況を家庭裁判所に報告します。

### 【問合せ先】

任意後見制度については、お近くの公証役場にお問い合わせください。

（令和 6 年 7 月 1 日 日本海新聞掲載）